

後期高齢者医療制度に関する審査請求の御案内

1 審査請求とは

後期高齢者医療制度において、東京都後期高齢者医療広域連合又は都内区市町村が行った保険給付に関する処分又は保険料その他徴収金に関する処分に不服があるときは、高齢者の医療の確保に関する法律及び行政不服審査法等に基づき、東京都後期高齢者医療審査会に対して審査請求することができます。

東京都後期高齢者医療審査会は、処分に違法又は不当な点がないかを審査し、審査請求に理由があると認めた場合には裁決により処分の全部又は一部を取り消します。これにより東京都後期高齢者医療広域連合又は区市町村が改めて処分をやり直すこととなります（東京都後期高齢者医療審査会が処分をやり直すものではありません。）。

また、東京都後期高齢者医療審査会には、法令の規定（制度の仕組み）自体に対する不服について審査する権限はありません。

後期高齢者医療審査会

後期高齢者医療審査会は高齢者の医療の確保に関する法律第129条に基づいて各都道府県に設置された機関であり、準司法的な機能を有した第三者機関です。東京都には東京都後期高齢者医療審査会が設置されています。委員は、被保険者を代表する委員、後期高齢者医療広域連合を代表する委員、公益を代表する委員各3名、計9名で構成されています（高齢者の医療の確保に関する法律第130条において準用する国民健康保険法第93条）。

2 審査請求の手続

(1) 審査請求できる期間

処分があったことを知った日の翌日から起算して 3 か月以内です（高齢者の医療の確保に関する法律第 130 条において準用する国民健康保険法第 99 条）。ただし換価代金等の配当については、換価代金等の交付期日までです。（地方税法第 19 条の 4 第 4 号）。なお、処分があった日の翌日から起算して 1 年を経過している場合（正当な理由がある場合を除く。）は審査請求することはできません（行政不服審査法第 18 条第 2 項）。

(2) 審査請求の対象となる処分

以下の処分が審査請求の対象となります（高齢者の医療の確保に関する法律第 128 条）。

①後期高齢者医療給付に関する処分

療養費、高額療養費等の現金給付の支給又は不支給に関する処分、給付制限についての処分等を指します。

②資格確認書等の交付請求に関する処分

資格確認書等の交付請求が却下された場合、療養の給付が受けられなくなるため、この処分も後期高齢者医療給付に関する処分に含め、同様に審査請求できます。

③保険料その他高齢者の医療の確保に関する法律の規定による徴収金に関する処分

保険料の賦課及び徴収に関する処分のほか、一部負担金、不正利得に関す

る徴収金又はこれらに関する滞納処分をいいます。

(3) 審査請求できる方

東京都後期高齢者医療広域連合又は都内区市町村が行った処分に不服がある方（高齢者の医療の確保に関する法律第128条及び行政不服審査法第2条）で、違法又は不当な処分により直接に自己の権利又は利益を侵害されたと主張する方です。被保険者の他にも、被保険者であった方、被保険者の受給権を承継した遺族等は審査請求人となり得ます。代理人により行うこともできます(行政不服審査法第12条第1項)が、この場合は審査請求人の委任状が必要となります（行政不服審査法施行令第3条）。

(4) 審査請求の方法

後期高齢者医療審査会に審査請求書を提出することにより行います。また、処分を行った後期高齢者医療広域連合又は区市町村を経由して行うこともできます（行政不服審査法第21条第1項）。**審査請求書は正副2通を提出します。**審査請求書は郵送で提出もできます。

[問合せ・審査請求書提出先]

〒163-8001 東京都新宿区西新宿二丁目8番1号

東京都保健医療局保健政策部国民健康保険課内

東京都後期高齢者医療審査会事務局

電話番号 03（5320）4163（直通）